

東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

令和5年3月27日

東京都、目黒区、大田区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条第1項に基づく基本計画として、「東京都環境保全型農業推進基本方針」（別紙1-1）及び「東京都有機農業推進計画」（別紙1-2）を位置付けることとし、同条第2項に定められた項目については以下のとおりとします。

1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

(1) 東京都エコ農産物認証制度の推進

「東京都エコ農産物認証制度」とは、土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料使用削減の技術を導入し、都が定めた基準より化学合成農薬と化学肥料を削減して生産された農産物を都が認証する制度で、環境負荷を低減する取組の一つです。都内農業者の東京都エコ農産物認証制度の取得を推進し、目標値を以下のとおり定めます。

	現状 (令和4年4月1日現在)	目標 (令和9年度末)
東京都エコ農産物認証取得者	527名	587名

<東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）5～6ページ参照>

(2) 東京都GAP認証制度の国際水準への適合

GAPは、農業を持続的に行うための生産工程を管理する取組であり、環境負荷の低減、生物多様性の保全や地球温暖化防止等への寄与も期待できます。

令和4年3月、国はGAPのガイドラインを国際水準に対応できるものへと引き上

げ、持続可能な農業生産の取組を更に推進することとなりました。都においても、国際水準に適合した新たな「東京都GAP認証制度」をつくり、認証取得者の確保に取り組んでいきます。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）6～7ページ参照＞

2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動として、化学合成農薬及び化学肥料の使用削減と土づくりの推進、有機農業の推進、温室効果ガスの排出削減、農業用プラスチックの適切な利用と処理、GAPの推進の取組を位置付けることとし、その促進を図るため以下の取組を推進します。

（1）化学合成農薬及び化学肥料の使用削減と土づくりの推進

化学合成農薬及び化学肥料の使用削減を図るため、下記の取組を推進します。

- ア IPM（総合的病害虫・雑草管理）の実践
- イ 土壌診断に基づく施肥技術の見直し
- ウ 東京都エコ農産物認証制度の普及・拡大

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）の4～6ページ参照＞

これらの取組と併せ、化学肥料の使用量削減に向けた基本的な技術となる堆肥等の施用による土づくりを推進します。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）の7ページ参照＞

（2）有機農業の推進

有機農業は、化学肥料や化学合成農薬を使用しないことと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを本旨とした農法のひとつであり、環境負荷の低減が可能で物質循環機能や都市環境の改善に貢献します。

都は、東京都エコ農産物認証制度における「東京エコ100」*を有機農業への取組と位置付け、下記の取組を推進します。

- ア 有機農業に取り組んでいる・新たに取り組む生産者への支援
- イ 有機農業に関する技術の整理
- ウ 普及指導の充実

※ 化学合成農薬と化学肥料を削減して栽培された農産物を都が認証する制度。「東京エコ25」「東京エコ50」「東京エコ100」の区分があり、「東京エコ100」は、栽培期間中、化学合成農薬及び化学肥料を使用せず生産した農産物であることが要件。

＜東京都有機農業推進計画（別紙1－2）の3～5ページ参照＞

（3）温室効果ガスの排出削減

農業においても、化石燃料や電力を消費すれば温室効果ガスを排出することから、それぞれの営農条件において、エネルギーの使用に際しては、常に節減を心がけることが重要です。そのため、農業機械・器具の適切な点検・整備、施設の破損部分の補修、施設内環境の改善、作物別の温度管理など、省エネルギー対策に努めます。

また、燃油暖房装置が設置された施設におけるヒートポンプの導入などを推進し、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。

（4）農業用プラスチックの適切な利用と処理

農業においてはプラスチック資材が多く利用されています。特に、防虫ネットやマルチ、近紫外線除去フィルム（UVカットフィルム）などは、化学合成農薬の使用を削減する上でなくてはならないものです。このため、これらの資材を利用する際には、必要最小限にとどめ、再利用や利用後の適切な処分を推進します。また、マルチについては用途に応じて生分解性マルチを利用することを推進します。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1－1）の6ページ参照＞

（5）GAPの推進

GAPに取り組むことにより、IPMの実践、土壌診断に基づく施肥技術の見直し、温室効果ガスの排出削減などにつながることから、（1）～（4）に掲げる環境負荷低減事業活動の推進に当たっては、GAPも併せて推進します。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1－1）の6～7ページ参照＞

3 特定区域を定める場合における当該特定区域の区域設定の区域及び当該特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

今後、現場の実態を踏まえつつ、区市町村と連携して、特定区域の設定を検討します。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

環境負荷低減事業活動の実施に当たっては、下記の技術も併せて活用することで、より、環境負荷低減効果が期待できるため、普及を推進します。

(1) 養液栽培技術

本技術は、土壌病害が発生しないため、化学合成農薬の使用回数の削減が期待できます。また、近年、東京都農林総合研究センターが開発した「東京エコポニック®」は、廃液を系外に排出しないため、環境負荷の低減につながります。

(2) スマート農業に関する技術

栽培施設における環境制御技術やその関連技術を開発・活用するスマート農業により、温室効果ガスの排出削減等の環境負荷低減が期待できます。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）の6ページ参照＞

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

環境負荷低減の取組の拡大を図るためには、生産者、消費者、食品事業者等が農業生産における環境負荷低減の取組の意義や目的を共有した上で、生産者の主体的な取組とそれに対する消費者の理解と支援が一体的に行われることが必要です。そのため、環境負荷低減の取組によって生産された農産物を消費者等が購入したくなるよう、東京都エコ農産物やGAP認証農産物の価値をPRし、販路拡大・販売促進を支援します。このことにより、生産者の取組意欲の向上にもつながります。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）の8～9ページ参照＞

＜東京都有機農業推進計画（別紙1-2）の5～6ページ参照＞

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

農業生産における環境負荷低減の取組を進めていくためには、都と区市町村が一体となって推進していく必要があることから、区市町村の農業振興計画等の策定や見直し等の機会において都が助言するなど、区市町村の主体的な取組を促進します。また、JAグループ等の農業者団体が取り組んでいる土づくり、農業用プラスチックの適正処理、GAPの推進等の取組とも連携して、環境負荷の低減を図り、持続可能な農業の実現をめざしていきます。

＜東京都環境保全型農業推進基本方針（別紙1-1）の10ページ参照＞